

別紙

林災防発第70号
平成25年 9月24日

一般社団法人 全国木材組合連合会
会長 吉条良明 殿

林業・木材製造業労働災害防止協会
会長 佐藤重芳

木材製造業における死亡災害の多発に対する 労働災害防止対策の徹底について(緊急要請)

木材製造業における労働災害は、会員をはじめ関係者の努力により年々減少してきており、平成24年には過去最少となる労働災害による死亡者数6人となったところであります。

しかし、本年に入り、木材製造業における労働災害による死亡者数が、8月末現在で9人(厚生労働省：死亡災害報告、この中には、一度に3人の作業者が死亡した重大災害が含まれている。)となり、この傾向が続けば本年度を初年度とする「林材業労働災害防止計画(5ヵ年計画)」(計画期間：平成25年度～平成29年度)における目標である年間死亡者数5人以下を大きく超えるという極めて憂慮すべき事態であります。

このため、「木材製造業死亡災害多発非常事態」を宣言するとともに、別添のとおり当協会都道府県支部長に対して緊急要請を行ったところであります。

つきましては、この緊急対策の徹底に当たって貴連合会傘下会員との密接な連携に基づく取組が重要であることから、特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

木材製造業 死亡災害多発非常事態宣言

平成25年9月
林業・木材製造業労働災害防止協会

木材製造業における労働災害による死亡者数は、本年度から実施している「林材業労働災害防止計画」（計画期間：平成25年度～平成29年度）の初年度にして、すでに平成25年1月から8月まで8か月間で、昨年1年間の6人を上回り9人となり、極めて憂慮すべき事態となっている。

労働災害の発生要因のひとつとして、事業者の作業員に対する安全教育が不足していることが上げられる。また、死亡災害の発生状況からみると、**(1) 作業員の危険に対する認識が不足していること、(2) 作業に関して基本的な事項が守られていないこと、**などが問題点として上げられる。

このため、このような状況を踏まえ、当協会では「**木材製造業死亡災害多発非常事態宣言**」を発し、会員事業場に対して、「林材業労働災害防止計画」に定める木材・木製品製造業における4つの重点事項の本年中の完全実施と、より一層の労働災害防止対策の徹底をここに要請する。

林材業労働災害防止計画における ＜木材製造業における重点対策＞

1. 木材加工用機械の安全化の促進及び安全な作業方法の徹底

木材加工用機械の導入に当たっては、機械の包括的な安全基準に関する指針に基づく事項を講じた機械の設置を促すとともに、使用上の情報の提供を踏まえ、リスクアセスメントを実施する。特に、労働災害の発生が多い、はさまれ、巻き込まれ、切れ、こすれに対する防止対策を講じた安全な作業方法を確立し、その励行の徹底を図る。

2. 木材加工用機械作業主任者等の適正な配置及び職務の励行

木材加工用機械作業主任者の選任を要する事業場においては、作業主任者の確実な選任と、その職務の励行の徹底を図る。

なお、木材加工用機械作業主任者の選任を要しない事業場においては、安全確認者を選任し、その職務の励行の徹底を図る。

3. 荷の積卸し作業、はい作業における安全な作業方法の徹底

フォークリフト、ログローダ等の荷の積卸し作業は、最大荷重にあった有資格者により行うとともに、2m以上のはい付け又ははいくずし作業については、はい作業主任者を選任し、その職務の励行の徹底を図る。さらに、作業方法についても、リスクアセスメントの導入促進を推進し、安全な作業方法の確立、徹底を図る。

4. 非定常作業における労働災害防止対策の徹底

非定常作業においても、計画的非定常作業や予測可能な作業については、定常作業と同じく作業手順を作成し、日頃からの訓練の徹底を図る。